

## 狛江市外部公益通報に関する規則

令和7年1月17日  
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づく外部の労働者からの公益通報の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者（役務提供先が狛江市である者を除く。以下同じ。）が通報対象事実に関する処分、勧告等の権限を有する市の機関に対して通報することをいう。

(2) 担当課 狛江市組織規則（平成20年規則第3号）第2条に規定する課及び室、会計管理者の補助組織設置規則（昭和50年規則第3号）第1条第1項に規定する課、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会の事務局又は事務局の課及び室、狛江市立公民館条例（平成5年条例第33号）第1条に規定する公民館並びに狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）第1条に規定する図書館であつて、通報対象事実に関する処分、勧告等を行う権限に係る事務を所掌するものをいう。

(3) 実施機関 市長並びに市の教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(外部公益通報の方法)

第3条 外部公益通報を行う者（以下「通報者」という。）は、次に掲げる事項を記載した外部公益通報書（様式第1号）を担当課の窓口へ提出（電磁的に行う場合を含む。以下同じ。）するものとする。ただし、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 通報者の住所、氏名及び電話番号
  - (2) 当該通報対象事実の内容
  - (3) 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
  - (4) 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置が取られるべきと思料する理由
- 2 通報者が匿名による通報を希望した場合は、前項第1号の記載は求めないものとする。この場合において、次条第3項の通知及び第5条第2項の通知は、行わないものとする。
  - 3 通報対象事実に関する担当課が明らかでない場合は、通報者は企画財政部政策室に外部公益通報書を提出するものとする。

(外部公益通報後の対応)

第4条 外部公益通報に係る通報対象事実について、実施機関が処分又は勧告等を行う権限を有していないときは、実施機関は、通報者に対して、当該権限を有する行政機関を教示書(様式第2号)により直ちに教示しなければならない。

- 2 外部公益通報に係る通報対象事実について、実施機関が処分又は勧告等の権限を有しているときは、担当課長は、当該外部公益通報について調査しなければならない。ただし、当該外部公益通報の内容が通報対象事実に関連しないとき又は当該外部公益通報が匿名により行われたこと等により調査することが事実上困難であるときは、この限りでない。
- 3 外部公益通報に係る通報対象事実について、実施機関が処分又は勧告等の権限を有しているときは、実施機関は、通報者に対して、当該外部公益通報を受理するか否かを通知するとともに、前項の規定による調査を行う場合はその旨を、行わない場合はその旨及びその理由を、当該外部公益通報があった日から20日以内に外部公益通報調査実施(不実施)通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(報告)

第5条 担当課長は調査を行った結果、通報対象事実を認めたときは、その旨を実施機関へ報告するとともに、実施機関は、速やかに処分、勧告その他の法令に基づく必要な措置等を講じなければならない。

- 2 実施機関は、処分、勧告その他の法令に基づく措置等を行った場合には、通報者に対して、外部公益通報措置実施通知書(様式第4号)によりその旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 外部公益通報に関わった職員は、通報対象事実及び公益通報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この場

合において、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。